

〇つくば市情報公開条例施行規則

平成27年10月1日

規則第55号

改正 平成28年4月1日規則第47号

つくば市情報公開条例施行規則（平成11年つくば市規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第2項第2号の規則で定める機関）

第2条 条例第2条第2項第2号の規則で定める機関は、次に掲げる機関とする。

- (1) つくば市立中央図書館
- (2) つくば市出土文化財管理センター
- (3) つくば市桜歴史民俗資料館

（条例第2条第2項第2号の歴史的な資料等の範囲）

第3条 条例第2条第2項第2号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別な管理がされているものとする。

- (1) 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- (2) 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- (3) 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

ア 当該資料に条例第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合にあつては、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

イ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法人その他の団体から寄贈又は寄託を受けている場合にあつては、当該期間が

経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

ウ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該資料を保有する機関において当該原本が現に使用されている場合にあつては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

(4) 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

(5) 当該資料に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

（開示請求書の提出）

第4条 条例第4条第1項の規定による開示請求書の提出は、行政文書開示請求書（様式第1号）により行わなければならない。

2 開示請求書には、開示請求に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

（条例第9条第1項の規則で定める事項）

第5条 条例第9条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施する場合にあつては、開示を実施することができる日時及び場所

（開示決定等の通知）

第6条 条例第9条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 行政文書の全部を開示するとき 行政文書開示決定通知書（様式第2号）

(2) 行政文書の一部を開示するとき 行政文書部分開示決定通知書（様式第3号）

2 条例第9条第2項の規定による通知は、行政文書不開示決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 条例第10条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

4 条例第11条の規定による通知は、決定期間特例通知書（様式第6号）により行うものとする。

（条例第13条第1項の規則で定める事項）

第7条 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（条例第13条第2項の規則で定める事項）

第8条 条例第13条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(4) 条例第13条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

（意見書提出についての通知等）

第9条 条例第13条第1項又は第2項の規定による通知は、意見書提出についての通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第13条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書（様式第8号）

により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（条例第14条ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（次項第2号において「A1判」という。）以下の用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 次に掲げるもの
  - ア 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を当該文書若しくは図画と同程度の大きさの用紙に複写したもの又は当該文書又は若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
  - イ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項におい

て同じ。)に複写したもの(当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)による方法で行うことができるものに限る。)

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA3判の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判以下の用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第14条の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)又は光ディスクに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。次項第2号において同じ。)又は光ディスクに複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号又は次号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するた

めに備えられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

(4) 電磁的記録(前号エに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法

ア 前号アからウまでに掲げる方法

イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。)に複製したものの交付

ウ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下この号において「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複製したものの交付

エ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。)に複製したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。)に複製したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープ又は光ディスクに複製したものの交付

(費用の負担)

第11条 条例第16条の規定により開示請求者が負担する写しの作成に要する費用

の額は、別表の左欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める費用の額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額）とする。

2 条例第16条の規定により開示請求者が負担する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

3 前2項の費用は、前納とする。

（審査会諮問の通知）

第12条 条例第18条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第9号）により行うものとする。

（施行の状況の公表）

第13条 条例第22条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を市報に登載すること又はインターネットの利用により行うものとする。

(1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する事項

(2) 審査請求に関する事項

（平28規則47・一部改正）

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成28年規則第47号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（つくば市情報公開条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条による改正後のつくば市情報公開条例施行規則第13条の規定は、平成28年度以後の年度における施行の状況の公表について適用し、平成27年度までの年度における施行の状況の公表については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用の額
---------	----------	------

1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	ア 複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）	1枚につき10円
	イ 複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付	1枚につき50円
	ウ A3判を超える大きさの用紙に複写したものの交付	作成に要する費用相当額
	エ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
	オ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額



2	マイクロフィルム	用紙に印刷したものの交付	作成に要する費用相当額
3	写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
4	スライド	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
5	録音テープ又は録音ディスク	ア 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
		イ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき310円
		ウ 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき330円
6	ビデオテープ又はビデオディスク	ア ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
		イ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可	1枚につき310円

	能なものに限る。)に複写したものの交付	
	ウ 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき330円
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	ア 複写機によりA3以下の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）	1枚につき10円
	イ 複写機によりA3以下の用紙にカラーで複写したものの交付	1枚につき50円
	ウ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	エ 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	オ ア、イ、ウ又はエに掲げる以	作成に要する費用相当

	外のものの交付	額
8 映画フィルム	ビデオカセットテープ又は光ディスクに複写したものの交付	作成に要する費用相当額

備考

- 1 用紙に印刷し、又は出力したものの交付を行う場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 「ファイル」とは、第10条第3項第3号に規定する電磁的記録であって、電子計算機で検索することができる、保存する上での最小の情報の集合物をいう。
- 3 行政文書の開示を閲覧、聴取又は視聴により行う場合は、無料とする。

様式第1号(第4条関係)

<p>行政文書開示請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>実施機関 宛て</p> <p style="text-align: center;">住所又は居所 氏名又は名称 (法人その他の団体に あつては、代表者の氏名) 電話番号</p> <p>つくば 市情報公開条例第3条の規定により、次のとおり請求します。</p>	
<p>請求に係る行政文書の 名称その他の開示請求に 係る行政文書を特定する に足りる事項</p>	
<p>求める開示の実施の方法</p> <p><input type="checkbox"/>にレ印を付してください。</p>	<p>1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/>閲覧 <input type="checkbox"/>写しの交付</p> <p>2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/>閲覧(印刷物として出力したもの) <input type="checkbox"/>専用機器により再生したものの聴取、視聴又は閲覧 <input type="checkbox"/>用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/>複写物による写しの交付</p>
	<p>写し等の交付方法 <input type="checkbox"/>事務所での交付 <input type="checkbox"/>送付による交付</p>

(太枠内のみ記入してください。)

<p>受付年月日及び受付番号</p>	<p>決定期限</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
	<p>担当課</p>	<p style="text-align: center;">部 課</p> <p>電話番号</p>

様式第2号(第6条関係)

行政文書開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 ㊦

年 月 日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称			
開示の実施の方法			
開示を実施することができる日時及び場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場 所		
担当課	部 課		
	電話番号	(内線)	

(注)1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

様式第3号(第6条関係)

行政文書部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 ㊦

年 月 日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称		
開示することができない部分の概要及びその理由	部分の概要	
	理由	つくば市情報公開条例第5条第 号該当
開示の実施の方法		
開示を実施することができる日時及び場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
	場 所	
担当課	部 課	電話番号 (内線)

- (注)1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。  
2 指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

(教示)

様式第4号(第6条関係)

行政文書不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 ㊟

年 月 日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	
開示をしない理由	<input type="checkbox"/> つくば市情報公開条例第5条第 号該当 <input type="checkbox"/> つくば市情報公開条例第8条第 号該当 <input type="checkbox"/> 文書不存在 (理由)
担当課	部 課 電話番号 (内線)

(教示)

様式第5号(第6条関係)

決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 ㊟

年 月 日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第10条第2の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

行政文書の名称	
つくば市情報公開条例 第10条第1項の期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	部 課 電話番号 (内線)



様式第6号(第6条関係)

決定期間特例通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 ㊟

年 月 日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第11条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

行政文書の名称	
つくば市情報公開条例 第10条第1項の期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
開示請求に係る行政文書の うちの相当の部分について 開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
上記の期間内に開示決定等 をする部分	
残りの行政文書について 開示決定等をする期限	年 月 日
つくば市情報公開条例 第11条を適用する理由	
担当課	部 課 電話番号 (内線)

様式第7号(第9条関係)

意見書提出についての通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

つくば市情報公開条例第3条の規定に基づき、あなたに関する情報が記録されている行政文書について、次のとおり開示請求がありましたので同条例第13条第 項の規定により通知します。

本件開示請求に係る行政文書の開示決定等についての意見書を提出する場合には、別紙開示決定等に関する意見書により、 年 月 日までに提出してください。

開示請求に係る行政文書の表示		
開示請求の年月日	年 月 日	
開示請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容		
意見書を提出する場合の提出先及び担当課	郵便番号	部 課
	電話番号	(内線)
つくば市情報公開条例第13条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	区 分	第 号
	理 由	
同条第1項の規定による通知の場合には、記載していません		

別紙

開示決定等に関する意見書

実施機関 宛て

郵便番号  
住所又は居所  
氏名又は名称  
(法人その他の団体に  
あつては、代表者の氏名)  
電話番号

年 月 日付け 号で通知のあった件について、次のとおり意見書を提出します。

行政文書の表示		
開示に対する反対意思の有無 どちらか一方を○で囲んでください。	有	無

開示に反対する意思がある場合には、下欄に記入してください。

支障がある部分	
開示に反対する理由	

様式第8号(第9条関係)

開 示 決 定 に 係 る 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 ㊟

年 月 日付けのあなたに関する情報が記録されている行政文書の開示請求について、つくば市情報公開条例の規定に基づき次のとおり開示することに決定したので、同条例第13条第3項の規定により通知します。

行政文書の表示	
開示請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課	部 課 電話番号 (内線)

(教示)

様式第9号(第12条関係)

審査会 諮問 通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 ㊦

年 月 日付けで提起のあった開示決定等に対する審査請求について次のとおりつくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、つくば市情報公開条例第18条の規定により通知します。

行政文書の名称	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
担当課	部 課 電話番号 (内線)